

医療法人社団 誠和会 長谷川病院デイケアセンター

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団 誠和会が開設する指定居宅サービス事業者「医療法人社団 誠和会 長谷川病院デイケアセンター」(以下事業者という。)が行う通所リハビリテーション事業(以下事業という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護高齢者等」という。)に対して要介護状態にある利用者に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 長谷川病院が実施する通所リハビリテーションは、要支援者が居宅において心身の特性を踏まえてその能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・食事・送迎・入浴・相談援助の提供、介護方法・機器の紹介などを行う。

2 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 長谷川病院デイケアセンター |
| (2) 所在地 | 千葉県八街市八街に85番地 |
| (3) 電 話 | 043-440-8588 (専用) |
| (4) 介護保険指定番号 | 1273500411 号 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師：2名(常勤 内1名管理者)

管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。

医師は、通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同で作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

- (2) 専従する従業者

- ・理学療法士：2名以上(常勤、非常勤)

理学療法士は、他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、

訓練計画の立案、理学療法の実施等を行うものとする。

- ・作業療法士：1名以上（常勤、非常勤）

作業療法士は、他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の実施などを行うものとする

- ・言語聴覚士：1名以上（常勤、非常勤）

言語聴覚士は、看護、介護、その他の職種と共同して口腔清潔、摂食・嚥下機能の課題の把握を行い、口腔機能改善管理指導計画を作成し口腔機能向上サービス等を行うものとする。

- ・看護師：1名以上（常勤、非常勤）

看護師は他職種と連携しつつ、通所リハビリテーション利用者の病状観察、心理的問題の解決、療養・介護方法の指導、看護の実施等を行うものとする。

- ・介護福祉士：1名以上（常勤、非常勤）

介護福祉士は、その他の介護職に対して介護技術面等での指導的役割を担い、かつ他職種と連携しながら通所リハビリテーション利用者の状態観察、心理的問題の解決、介護方法の指導、送迎計画の立案、送迎援助、日常介護の実施等を行うものとする。

- ・事務員：1名（常勤兼務）

事務員は他職種、他機関と連携して利用者の利用実績の確認・入力、利用料の計算、介護報酬の請求等を行うものとする。

従業者は、通所リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- （1）営業日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日から1月3日までを除く。

- （2）営業時間：午前8時30分から午後5時30分

ただし、サービス提供時間を午前9時00分から午後4時00分までとし、それ以外を送迎等の業務に充てる。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 通所リハビリテーションの1日の利用定員は45人とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第7条 介護保険法で定める通所リハビリテーションのサービス内容に限ります。

ご利用者は、サービス事業所に日帰りで通い、主として以下のサービスの提供を受けることが出来ます。

- | | | |
|----------|---|------------------|
| ① 相談対応 | ： | 利用者そのご家族の生活相談等対応 |
| ② 健康チェック | ： | 体温・血圧・脈拍の測定 |
| ③ 入浴 | ： | 入浴の提供 |

- ④ 食事 : 昼食の提供
- ⑤ 運動機能力向上 : 歩行訓練、基本動作訓練、嚙下訓練
- ⑥ レクリエーション : レクリエーション活動や創作活動、行事活動
- ⑦ その他 : その他必要な日常生活上の世話
- ⑧ 送迎 : 利用者の居宅からサービス事業所までの送迎

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者までお気軽におたずねください。

(通常の事業の実施範囲内)

第8条 通常の事業の実施範囲として、下記の地域に関して送迎対応を行う。ただし、家族送迎による利用にあっては、この限りでない。

- ・ 八街市、富里市、山武市、東金市

(利用料その他介護予防の費介護予防用の額)

第9条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準によるものとする。当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額うち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

- 2 介護保険法で定められた利用者のサービス利用状況に該当する各種「加算」「減算」があります。
- 3 その他利用者の実費負担の対象となるものがあります。
- 4 交通費 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用については、サービス提供地域を越えた地点から利用者の居宅までの往復距離について以下の額を負担していただくこととなります。
 - ・ 1キロメートルあたり：20円
- 5 趣味教養活動に係る材料費は、利用者または家族の同意が得られたものに限り徴収する。
- 6 その他、行事等で係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者または家族の同意が得られたものに限り徴収をする。
- 7 利用者の希望によって上記4～5の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(サービス提供の留意事項)

第10条 通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、第11条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 2 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について

て、理解しやすいように説明を行う。

- 3 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

- 第 11 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他の通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に協働して、利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
 - 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 12 条 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を等事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に勤めるものとする。
 - 3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
 - 4 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
 - 5 利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

- 第 13 条 通所リハビリテーション提供に当たる者は、サービス提供時間に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員（地域包括支援センターも含む）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置は記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持等)

第16条 通所リハビリテーション従事者は業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

- (1) 事業者及びその従業員は、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を、正当な理由がない限り、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を、サービス担当者会議等において必要に応じて用いる場合以外は、用いません。
- (4) 事業者は、利用者の家族の個人情報をサービス担当者会議等において必要に応じて用いる場合以外は、用いません。

(苦情処理)

第17条 管理者は提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとする。

- 2 提供した通所リハビリテーションに関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した通所リハビリテーションに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣

する者が相談及び援助を行う事業、その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。

(非常災害対策)

第 18 条 非常災害対策については以下の如くとする。

- ① 災害時の対応
震災等の非常時に備え当座の飲料水、食品の備蓄
- ② 防災設備
消火器／誘導灯
- ③ 防災訓練
避難、救出、消火その他必要な訓練を実施
- ④ 防火管理者
防火管理者を設置
- ⑤ その他非常災害防止対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に必要な訓練を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修採用後 3 ヶ月間継続研修
 - ・ 継続研修業務上必要な事例が生じた場合等に随時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の情報を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団誠和会が定めるものとする。

(相談及び苦情)

第 20 条 サービス内容に関する相談窓口及び苦情・事故受付窓口は以下のとおり設置する。

- 1 サービス相談及び苦情・事故受付担当
担当 センター長 長澤 康弘
電話 043-440-8588
- 2 その他市町村担当課、千葉県国保連合会相談苦情窓口等でも受け付けております。

(附 則)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 6 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

平成 27 年 9 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

平成 29 年 6 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

平成 29 年 12 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

平成 31 年 4 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

令和 3 年 10 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から一部改正のうえ施行する。

令和 6 年 5 月 1 日から一部改正のうえ施行する。